

第 4 7 期 決 算 公 告

広島県広島市南区皆実町一丁目10番18号
 広島ガスメイト株式会社
 代表取締役 谷 秀和

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	811,971	流動負債	94,947
現金及び預金	1,628	未払金	13,141
売掛金	83,129	未払費用	23,426
未収入金	104	未払法人税等	12,979
短期貸付金	726,386	預り金	3,102
その他流動資産	723	賞与引当金	42,297
		固定負債	43,382
		退職給付引当金	43,382
固定資産	129,846		
有形固定資産	5,021		
建物	4,706	負債合計	138,329
構築物	24		
車両運搬具	68		
工具器具備品	222		
無形固定資産	492		
ソフトウェア	492	純資産の部	
投資その他の資産	124,332	株主資本	784,596
投資有価証券	79,875	資本金	20,000
長期前払費用	1,878	利益剰余金	764,596
長期繰延税金資産	42,368	利益準備金	5,000
その他投資	910	その他利益剰余金	759,596
貸倒引当金	△ 700	別途積立金	409,000
		繰越利益剰余金	350,596
		評価・換算差額等	18,892
		その他有価証券評価差額金	18,892
		純資産合計	803,488
資産合計	941,818	負債・純資産合計	941,818

個別注記表

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

I 重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

法人税法の規定による定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降取得の建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

（2）無形固定資産

法人税法の規定による定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

諸債権に対する貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

商品等の販売に係る収益は、主にガスの料金回収業務、検針業務の受託であり、顧客との販売契約に基づいて商品等を引き渡す履行業務を負っております。当該履行業務は、商品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、当該会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

III 当期純損益金額

当期純利益の金額 65,096千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。